

さいたま市告示第1664号

さいたま市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準を廃止する。

令和7年10月30日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、前条の指定を行わないものとする。

附 則

この審査基準は、令和5年12月14日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和7年10月30日付けで廃止する。